

令和3年3月30日（火）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、日本光電工業株式会社（所在地 東京都新宿区）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会
竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ

問い合わせ先

○総務部契約課長

木村 コジ

太田 孝二（内線2511）

総務部契約管理官

カミヤマ テルヨシ

上妻 照由（内線5880）

○総務部契約課課長補佐

カヤマ ヒロ

中山 洋子（内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
日本光電工業株式会社	東京都新宿区西落合1丁目31番4号

2. 指名停止措置期間

令和3年3月30日から令和3年4月29日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の一般役員等（三重営業所長）は、令和元年8月、国立大学法人三重大学医学部附属病院の医療機器納入の一般競争入札をめぐり、同病院臨床麻酔部元教授に自社製品の納入を依頼し、当該業者が確実に受注できるように便宜を図る見返りとして、元教授が代表理事を務める（一社）BAMエンカレッジメントの口座に現金200万円を振り込んだとして令和3年1月6日、愛知・三重両県警に贈賄の疑いで逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の一般役員等（三重営業所長）が、贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第4号（贈賄）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第4号>

措置要件	期間
（贈賄） 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヲ月以上9 ヲ月以内 1 ヲ月以上3 ヲ月以内